

⑦<<保育>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	一般社団法人企業主導型保育連盟	従業員枠の柔軟化	<p>企業主導型保育施設では、利用定員の50%以上を「施設設置者の従業員」と「共同利用契約締結事業者の従業員」だけが活用できる従業員枠とするルールがある。ただ、施設設置者が個別の企業と掛け合っても実際にはほぼ相手にしてもらえず、共同利用契約のハードルは極めて高い(企業側に、その時点で、子どもの預け先がなくて困っている従業員が偶然いるケースは別として)。</p> <p>このため、実態上は、施設設置者の従業員を中心にして従業員枠を埋めざるを得ないが、ライフステージの関係等もあることから、施設設置者の従業員だけで従業員枠を埋め続けることはできない。</p> <p>保育ニーズの高い地域では、従業員枠を最低水準の50%に抑え、地域枠を最高水準の50%にまで拡大しても、地域の児童を受けきれずに、従業員枠に空きがあっても受入を断らざるを得ないケースも発生している。このため、従業員枠の柔軟な運用を可能とする。</p>	<p>従業員枠の利用は、事業実施者(施設設置者)の従業員と契約締結企業の従業員に限定されている。</p> <p>従業員枠に空きがある場合、利用定員の50%を超えて地域枠対象者を受け入れることができるが、以下の3要件すべてを満たす必要がある。</p> <p>①入所保留通知を受けた児童の受入であること ②当該年度中の空き定員を活用した一時的なものであること ③利用定員の全てを地域枠対象者とししないこと</p>	<p>企業主導型保育事業費補助金実施要綱 第3 2. (1)①アb</p> <p>企業主導型保育事業費補助金実施要綱 第3 2. (1)④</p>	<p>子ども子育て拠出金を負担する企業の従業員については、共同利用契約を締結しなくても従業員枠を利用できるようにする(拠出金負担企業の従業員であることの確認は就労証明書で行うことが可能)。</p> <p>保育が必要である理由書の提出があった場合は、入所保留通知を受けていない児童であっても受入を可能とする。</p>	内閣府	<p>企業主導型保育施設は複数の企業が共同で利用する際、従業員枠における共同利用枠を設け、事業実施者と契約を締結した企業に雇用されている者の看護する児童における利用定員とし、施設の適正な利用を確保している。</p> <p>従業員枠の柔軟な運用については、既に、待機児童対策という目的を踏まえ、認可保育所の入所保留通知等を要件として、地域枠の弾力措置を設けているところであり、自社従業員の多様な働き方への対応という企業主導型保育事業の制度趣旨を踏まえて、対応は困難。</p>
2	一般社団法人企業主導型保育連盟	従業員枠の内枠となる自社従業員枠の柔軟化	<p>企業主導型保育施設では、利用定員の10%以上を施設設置者の従業員だけが活用できる自社従業員枠とするルールがある。</p> <p>ただ、ライフステージの関係等もあることから、施設設置者の従業員に常に保育ニーズがあるとは限らず、自社従業員枠に空き枠が発生するケースがある。このため、自社従業員枠についても柔軟な運用を可能とする。</p>	<p>自社従業員枠に空きがあり、当該空き枠で地域枠対象者を受け入れる場合でも、利用定員の10%以上を自社従業員枠の利用児童分として確保しなければならない。</p>	<p>企業主導型保育事業費補助金実施要綱 第3 2. (1)③</p>	<p>企業主導型保育施設が開設されている市区町村の待機児童が一定数以上いる期間に限り、又は当該企業主導型保育施設に受け入れ可能数を超える入園申し込みが寄せられた場合に限り、期間限定措置として、自社従業員枠を地域枠対象者で活用できるようにする(当然、自社従業員の保育ニーズに応えた上で、ということが前提)。</p>	内閣府	<p>従業員枠の柔軟な運用については、既に地域枠の弾力措置を設けているところであり、自社従業員の多様な働き方への対応という企業主導型保育事業の制度趣旨を踏まえて、自社従業員の利用ニーズに対し、施設の即応が可能なように、施設の利用定員の10%以上を「自社従業員枠」として設けることとしており、対応は困難。</p>
3	一般社団法人企業主導型保育連盟	児童の出席日数要件(16日ルール)の緩和	<p>企業主導型保育事業では、「児童の出席日数」と「助成対象事由での欠席日数」の合計が月16日以上であることが、助成額を満額受けられる条件となっている。毎月一律で16日以上出席が必要とされているため、曜日の都合で平日数が少ない月、GWのある5月、夏休みのある8月などは、条件を満たさない児童が発生しやすくなっている。</p> <p>また、施設側は定員に応じて人員配置等を行う必要があるため運営費は変わらずかかっているのに、助成対象事由以外での欠席が増え、助成金が減額される事態が発生している。</p> <p>助成対象事由は、①病欠、②通園困難な自然災害の発生、③児相での一時保護の3つに限定されており、例えば以下のようなケースはすべて助成対象事由から外れる。</p> <p>ア 病後、保護者の判断で様子を見るための欠席(焦って登園させて悪化する危険性を考え、様子を見て欠席するケースが多々ある)</p> <p>イ 児童のリハビリ通院等による欠席</p> <p>ウ 児童の発達支援のため、療育センター等へ通所することによる欠席(児童の発達のためには早期の通所が効果的とされており、保育園が専門家として通所を勧めるケースが多々ある)</p> <p>エ 兄弟姉妹の病気に伴う欠席(病気の兄弟姉妹を連れての登降園で病気の拡大を心配して欠席されるケースが多い)</p> <p>オ 保護者の有休取得、テレワークの実施等に伴う欠席</p> <p>このため、施設運営を安定させ、保育サービスの維持向上ができるよう、出席日数による助成金の減額要件を緩和する。</p>	<p>月16日以上利用を行う児童として申し込んでいても、結果として月15日以下の利用にとどまった場合、助成金が減額となる算定式へと切り替えられてしまう。</p> <p>助成対象事由は、病欠、通園困難な自然災害の発生、児相での一時保護、の3つに限定。</p>	<p>・企業主導型保育事業助成要領 第1 2. (2)②ウ ・企業主導型保育事業における児童の出欠席等に関する確認事項(令和3年度版) 児童の欠席事由</p>	<p>保護者の就労証明書に基づき定期利用契約を締結した場合は、結果として月15日以下の利用にとどまった月があったとしても、助成金が減額されないようにする(認可及び認証保育施設と同様の取り扱いとする)。</p> <p>上段のとおり、月16日以上出席等を求めることは廃止を求めるが、仮に継続する結果になるならば、その際には以下を助成対象事由に加える。</p> <p>ア 病後、保護者の判断で様子を見るための欠席(焦って登園させて悪化する危険性を考え、様子を見て欠席するケースが多々ある)</p> <p>イ 児童のリハビリ通院等による欠席</p> <p>ウ 児童の発達支援のため、療育センター等へ通所することによる欠席(児童の発達のためには早期の通所が効果的とされており、保育園が専門家として通所を勧めるケースが多々ある)</p> <p>エ 兄弟姉妹の病気に伴う欠席(病気の兄弟姉妹を連れての登降園で病気の拡大を心配して欠席されるケースが多い)</p> <p>オ 保護者の有休取得、テレワークの実施等に伴う欠席</p>	内閣府	<p>企業主導型保育事業は、保護者の就労状況等を踏まえ、定型的な利用のない児童(月15日以下)については利用日数等に応じて助成しており、対応は困難。</p> <p>施設の利用日数に応じた適正な助成とするため、利用児童本人の病気や怪我、自然災害及び児童相談所の一時保護による欠席は助成対象とし、予め見込まれる事由や本人以外の都合による欠席は助成対象外としている。</p>

⑦<<保育>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
4	一般社団法人企業主導型保育連盟	総定員の弾力処置	<p>認定保育所は申込期間が11～12月に限られていることから、2月や3月になって4月の転勤先が判明した家庭は、認可保育所に入ることができない。</p> <p>また、認可保育所は入所手続きが煩雑であり、以下のような緊急的・一時的な保育ニーズに必ずしも応えられない。</p> <p>ア 家庭内トラブル等で急遽の引越し等が必要となり、保育の預け先を見つけようとするケース</p> <p>イ 出産で里帰りした際等に、保育の預け先を見つけようとするケース</p> <p>企業主導型保育施設は、決められた申込期間はなく、上記のような緊急的・一時的な保育ニーズにも応えることができるが、定員が充足している場合には受入ができない。</p> <p>このため、認可保育所に認められている弾力措置(総定員の一定割合まで定員を超えて預かることができる措置)を企業主導型保育施設でも可能にする。</p>	<p>企業主導型保育事業の実施者は、利用定員を超えて保育の提供を行うてはならない。</p>	<p>企業主導型保育事業費補助金実施要綱 第3 2. (1)</p>	<p>企業主導型保育施設にも、認可保育所と同様の条件下で、弾力措置を認める。</p>	内閣府	<p>企業主導型保育事業の定員については、子育て安心プラン等で定員11万人分を整備することとされ、適正な定員管理のため、弾力的な運用は困難。一方、一時的な保育の実施については預かりサービスとして実施は可能。</p>
5	学校法人岩波学園	0～2歳児対象の認可外施設卒園後の受皿確保	<p>0～2歳児対象の認可外保育施設の卒園児童(保育の必要性の認定を受けた児童)が認可保育所に入所申請する際の調整指標加算</p>	<p>「優先利用」の対象として考えられる事項について、「地域型保育事業の卒園児童」は例示されているが、認可外保育施設は挙げられていない。</p>	<p>子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について (内閣府政策統括官/文部科学省初等中等教育局長/厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)第2 7 (2)ウ</p>	<p>「0～2歳児を対象とする認可外保育施設の卒園児童(保育の必要性の認定を受けた児童)」を、「優先利用」の対象として考えられる事項の例示に位置付け、自治体に周知する。</p>	こども家庭庁	<p>地域型保育事業は原則として3歳未満児を受け入れの対象としており、卒園後の受け皿を確保することが特に望まれるところ、地域型保育事業の卒園児童を優先利用の対象として例示している。</p> <p>認可外保育施設は法令上利用定員を3歳未満児に限定しておらず、3歳未満児のみを受け入れ対象としているのは施設側の判断であることから、優先利用の対象として例示することは考えていない。</p> <p>なお、認可保育所及び地域型保育事業所等への移行を希望する認可外保育施設については、運営費や改修費、移転費用等の支援を実施しており、これらの事業を活用いただくことは可能である。</p>